

## 「博士課程教育リーディングプログラム」審査要項（案）

博士課程教育リーディングプログラム委員会

「博士課程教育リーディングプログラム」は、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、国内外の第一級の教員・学生を結集し、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援し、最高学府に相応しい大学院の形成を推進する事業である。

「博士課程教育リーディングプログラム」の審査は、この審査要項により行うものとする。

### I. 審査方針

#### 1. 選定する計画構想

博士課程教育リーディングプログラムについては、以下の①～⑦の内容のいずれもの条件を満たすものの中から選定する。

- ① 国際的に卓越した教育研究資源を土台に、改革理念を共有する教員を結集して、明確な人材養成像に基づき、専門分野の枠を超えた大学院博士課程前期・後期を一貫した学位プログラム（一貫制博士課程及び医学・歯学・薬学・獣医学の博士課程を含む。以下同じ。）を設けることにより、世界に通用する質の保証された博士課程教育を構築すること。
- ② 国内外の優秀な学生が専門分野の枠を超えて切磋琢磨しながら、主体的・独創的に研究を実践するとともに、国内外の多様なセクターからの第一級の教員が密接に研究指導を行う魅力ある環境を提供すること。
- ③ 優秀な学生を広く産学官にわたり活躍するリーダーへと導くため、解決すべき課題に基づき、産・学・官が企画段階から参画した国際性・実践性を備えた研究訓練を実施すること。
- ④ 学長を中心とした責任あるマネジメント体制の下、大学の中長期的な改革構想に基づき、この博士課程教育リーディングプログラムで行う事業が終了した後も、世界を牽引するリーダーを養成する学位プログラムが発展的・継続的に運営されることが期待できる計画であること。

また、上記に加えて、申請内容により、

- ⑤ 国の教育・研究資金により継続実施中である大学院教育研究に係るプログラム（グローバルCOEプログラムや組織的な大学院教育改革推進プログラム等）に、複数のプログラム担当者が関わっている場合は、その違いが明確であること、
- ⑥ 他の大学や機関と連携したプログラムについては、連携機関同士の役割分担が明確なものであること、

の2つが条件として加わる。さらに、

- ⑦ 申請区分となる以下の3つの類型に応じ、以下の条件を満たすものを選定する。

##### 【オールラウンド型（オールラウンドリーダー養成）】

国内外の政財官学界で活躍し、グローバル社会を牽引するトップリーダーを養成する、大学の叡智を結集した文理統合型の学位プログラムであること。

#### 【複合領域型(複合領域リーダー養成)】

環境、生命健康、安全安心、物質、情報、多文化共生社会等のテーマで、人類社会が直面する課題の解決に向けて、産学官等のプロジェクトを統括し、イノベーションを牽引するリーダーを養成する、複数領域を横断した学位プログラムであること。

※平成23年度は、環境、生命健康、安全安心、横断的テーマの課題解決を目的とする対象。

#### 【オンリーワン型(オンリーワンリーダー養成)】

世界的に独自の優れた資源を活かし、新たな分野を拓くリーダーを養成する学位プログラムであること。

※「学位プログラム」とは、

- ①博士課程において、どのような人材を養成するのかを明らかにし、
  - ②専攻の枠を超えて、担当する教員によって組織的な教育・研究指導体制を構築し、
  - ③教員間の綿密な協議に基づき、学生が修得すべき知識・能力を具体的・体系的に示し、
  - ④一貫性のある教育を通じて、その課程を選択した学生に必要な知識・能力を修得させ、その証しとして学位を授与する、
- という①～④の要素を1つのプログラムとしてとりまとめたものである。

この学位プログラムに参画する教員等が、原則、「プログラム担当者」となるため、この「プログラム担当者」群を申請単位とする。

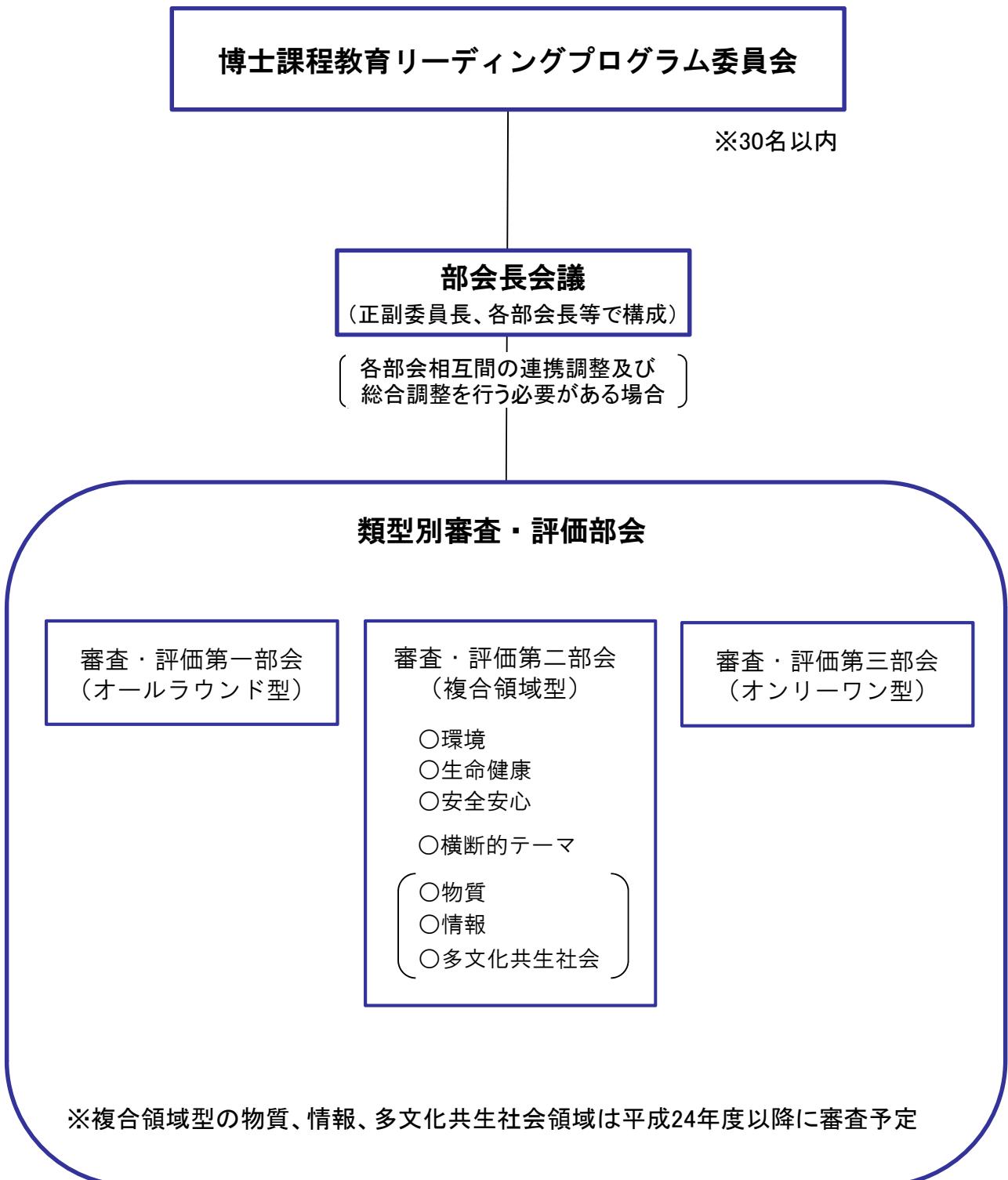
## 2. 審査の進め方

審査は、大学からの申請に基づき、国際的に卓越した教育研究資源を確認した上で、明確な改革構想に基づく学位プログラムの構築、卓越性等について、公平・公正に審査を行うものとする。

## Ⅱ. 審査方法

### 1. 審査体制

審査に当たっては、「博士課程教育リーディングプログラム委員会」の下に、総合調整を行う「部会長会議」及び3つの申請類型別に審査を実施する「類型別審査・評価部会」(オールラウンド型、複合領域型(平成23年度は対象とする環境、生命健康、安全安心並びに横断的テーマに関連する領域に区分)、オンリーワン型)を設置する。



## 2. 審査手順

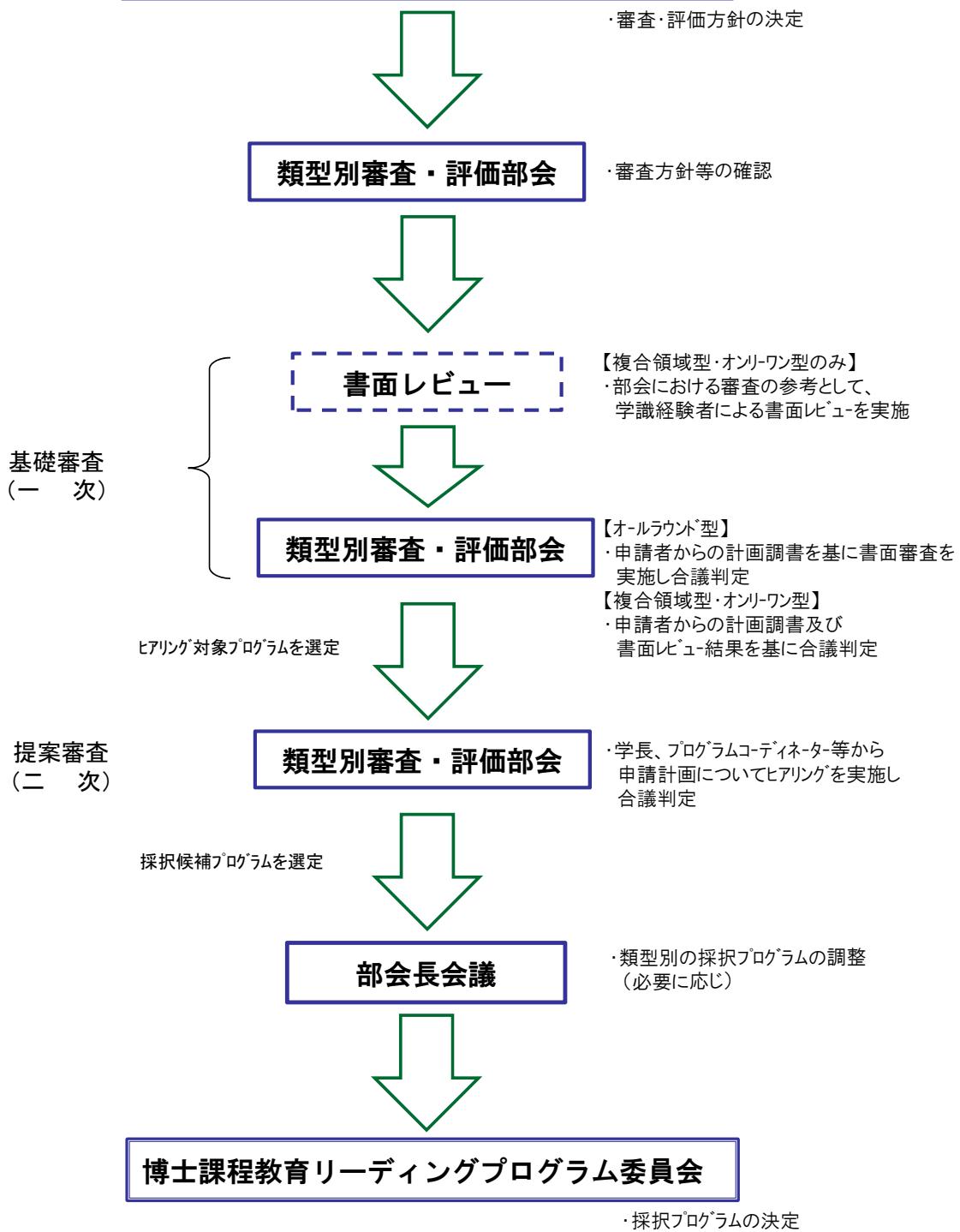
- (1) 類型別審査・評価部会の各部会において、書面審査を中心とする「基礎審査」及びヒアリング審査を中心とする「提案審査」の2段階審査を経て採択候補プログラムを選定する。

「基礎審査」では、オールラウンド型は、部会において書面審査を行った上で、合議によりヒアリング対象プログラムを選定する。複合領域型及びオンライン型については、事前に実施した申請プログラムに対する書面レビュー結果を参考に、部会において合議によりヒアリング対象プログラムを選定する。

「提案審査」では、オールラウンド型及びオンライン型は、部会においてヒアリング審査を実施し、合議により採択候補プログラムを選定する。複合領域型については、部会内で、領域テーマごとに分かれてヒアリング審査を行い、各々の採択候補プログラムを選定した後、必要に応じ部会において調整を行い、採択候補プログラムを決定する。

- (2) 各部会の選定した採択候補プログラムについて、必要に応じ部会長会議において総合調整を行った上で、博士課程教育リーディングプログラム委員会に報告し、採択プログラムを決定する。

## 博士課程教育リーディングプログラム委員会



### 3. 審査に当たっての着目点

本審査に当たっての着目点は以下のとおりとする。

ただし、これらは、審査に当たり考慮すべき観点を示したものであり、高い総合点を付すプログラムは必ずしも全ての個別要素において高い評価を得たプログラムである必要はない点に留意する。

#### (1)大学の改革構想における位置付け・戦略

- ・人材養成像及び解決すべき課題の設定は社会構造の将来動向を見据えて的確かつ明確か
- ・プログラムは大学全体の中長期的な改革構想の中で戦略的なものとして位置付けられているか
- ・学長を中心とした責任あるマネジメント体制が確保されているか

#### (2)リーダーを養成する学位プログラムとしての発展性・卓越性

- ・優秀な学生を俯瞰力と独創力を備えたリーダーへ導く一貫した学位プログラムが構想されているか
- ・コースワークや複数専攻制、研究室ローテーションをはじめ教育指導の内容が広範かつ体系的に組織されているか
- ・専門分野の枠を超えて第一級の教員と緊密に議論するなど充実した研究指導が用意されているか

#### (3)リーダーを養成する体制

- ・国内外の多様なセクターから第一級の教員を結集した密接な指導・支援体制が構築されているか
- ・メンターやTAの活用をはじめ組織的な支援体制が設定されているか
- ・プログラム担当者が改革理念を共有し共通理解をもって改革を推進する運営体制が構築されているか

#### (4)優秀な学生を獲得し切磋琢磨させる環境

- ・多様な背景を持つ優秀な学生を獲得するため、入学者受入方針、リクルーティング、入学者選抜等の工夫がなされているか
- ・優秀な学生が切磋琢磨し刺激し合う魅力ある学修研究環境が構築されているか
- ・学生が主体的に独創的な研究を計画、実践できる工夫がなされているか
- ・学生が学修研究に専念できる経済的支援が見込まれているか

#### (5)グローバルに活躍するリーダー養成の取組

- ・世界から優秀な学生を獲得するための工夫がなされているか
- ・外国人学生・教員との関わり及び外国語の使用等によるグローバルな教育研究・生活環境が確保されているか
- ・卓越した海外機関との連携・交流により国際競争力ある国際ネットワークが形成されているか

#### (6)産・学・官参画による修了者のリーダーとしての活躍の実現性

- ・産・学・官等の機関又は団体が改革理念を共有しプログラムに参画しているか
- ・修了者が各界のリーダーとして活躍するキャリアが見通せるプログラムが構築されているか
- ・共同研究やインターンシップをはじめ実践性を備えた効果的な研究訓練等が設定されているか

#### (7)世界に通用する確かな質保証システム

- ・リーダーとなるに相応しい資質能力を保証する開かれた学位審査体制が設定されているか
- ・Qualifying Examination など修得能力を包括評価する確かな質保証システムが構築されているか

#### (8)卓越した教育研究実績・資源

- ・プログラム担当者は優れた教育研究実績を有しているか

- ・学位プログラムに関する専攻等の組織は優れた教育研究拠点としての実績を有しているか

#### (9)事業の実効性・発展性

- ・プログラム担当者の教育改革に対する姿勢が明確で、事業の実効性が期待できるものであるか
- ・プログラム実施の評価指標や外部評価体制等が的確で、事業の検証・改善が図られる体制となっているか
- ・支援期間終了後も、構築された学位プログラムの継続性・発展性が見込めるものであるか

#### (10)事業の妥当性・適切性

- ・年度ごとの事業実施計画は適切か
- ・申請経費の内容は妥当であり、計画上必要不可欠なものか
- ・【他の大学や機関と連携する構想のみ】連携機関同士の役割分担が明確になっているか
- ・プログラムの内容は申請類型に合致しているか、特に、オンリーワン型は、当該大学で最も国際的優位性を有する領域の、世界的に独自の優れた資源を生かしたプログラムとなっているか

### 4. その他

#### (1)開示・公開等

- 1) 博士課程教育リーディングプログラム委員会(以下「委員会」という。)の会議及び会議資料は、原則公開とする。  
ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りでない。
  - ① 審査(人選を含む)に関する調査審議の場合
  - ② その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合

なお、専ら審査に関する調査審議を行う各部会の会議及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。
- 2) 委員会の議事要旨は、上記に掲げる場合を除き、原則公開とする。
- 3) 審査結果(採択されたプログラム)は、文部科学省へ報告するとともに、日本学術振興会のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。
- 4) 委員等の氏名について
  - ① 委員会の委員の氏名は、公表することとする。
  - ② 各部会の委員の分属及び専門委員の氏名については、採択後に公表することとする。

#### (2)利害関係者の排除

##### 1) 範囲

- ① 委員が当該機関の専任又は兼任の役職員として在職(就任予定を含む。)している場合
- ② 委員もしくは委員の所属機関が申請プログラムの実施に関与している場合
- ③ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

##### 2) 運用

委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいは可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事案についての審査・評価(ヒアリングを含む)を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

(その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合の例)

委員が、申請プログラムの学長もしくはプログラム担当者との関係において、次に掲げる例示に該当すると自ら判断する場合は、審査・評価に加わらないこととする。

- ・親族関係、もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・密接な師弟関係

### (3)秘密保持

- 1) 委員として審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- 2) 委員として取得した情報(調書等各種資料を含む)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。